

建設工事低価格受発注者に対する経営診断指導要領

(目的)

第1条 この要領は、琴浦町が発注する建設工事（競争入札によるものに限る。以下「町工事」という。）について、これを極端な低価格で受注し、又はその下請工事を不当な低価格で発注する建設業者は経営が不健全な状態に陥っていることが多いことから、当該建設業者に対し、その後の町工事の指名にあたり、あらかじめ経営診断（中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第11条に規定するものをいう。以下同じ。）を受けよう指導し、もって、経営が不健全な業者に町工事を請け負わせることにより町が不測の損害を被るのを防止するとともに、当該低価格受発注により町工事の適正な施工や建設業の健全な発達が妨げられる事態を抑止することを目的とする。

(指導対象)

第2条 次のいずれかに該当する者に対しては、入札担当課長が経営診断を受けよう指導する。

(1) 町長が設定した基準価格を下回る金額で町工事を落札した建設業者（共同企業体として落札した場合にあっては、その全ての構成員とする。）のうち、当該落札の日前1年間（その間に第4条第1項又は第6条第1項の規定による指導を受けたことのある者にあっては、直近の当該指導に係る第6条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による通知（指導を行わないこととした旨のものに限る。）の日後の期間に限る。）に当該町工事（分担施工方式の共同企業体の構成員にあっては、その者の分担する工種の工事とする。以下同じ。）と同一の発注工種（平成16年鳥取県告示878号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）別表の最小区分（造園一般及び植栽工にあっては、大区分、港湾一般、港湾特定、法面一般、法面植栽工、法面保護工、落石防止網工及びアンカー工にあっては中区分）による。）の他の町工事基準価格を下回る金額で落札したことのある者

(2) 町工事に係る下請工事（完了済みのものにあつては、完了後1年未満のものに限る。）を正当な理由なく、当該町工事の予定価格における当該下請部分の内訳価格より2割以上低い価格で他者に請け負わせた建設業者

(報告・判定)

第3条 町工事の所管課長は第2条(2)に該当するおそれのある建設業者がある場合には、所属職員の下請調査報告書、その他参考となる資料を指名審査委員会に提出するものとする。

(受診指導)

第4条 入札担当課長は、指名審査委員会で第2条各号のいずれかに該当すると判定された建設業者に対し、自らの負担で次の事項を行うよう指導する。

(1) 社団法人中小企業診断協会鳥取県支部が指定する中小企業診断士等による経営診断を受けること。

(2) 前号の経営診断を行った中小企業診断士等の作成した、当該経営診断の結果を記載した書類の写し（以下「診断書」という。）を入札担当課長に提出すること。

2 入札担当課長は、前項の規定による指導（以下「受診指導」という。）を行ったときは、指名審査委員会及び社団法人中小企業診断協会鳥取県支部長に、第2条第2号に該当しないので受診指導を行わないこととしたときは指名審査委員会に、その旨を報告する。

(結果報告)

第5条 入札担当課長は、受診指導に従って経営診断を受診した建設業者から診断書の提出を受けたときは、速やかに指名審査委員会を開催する。

2 前項の規定により開催された指名審査委員会では、当該建設業者の経営が不健全な状態にあるかどうかの判定を行う。

(改善指導)

第6条 入札担当課長は、前条第2項の規定により経営が不健全な状態にあると判定された建設業者に対し、自らの負担で次の事項を行うよう指導する。

- (1) 経営状態を改善するため必要な措置をとること。
 - (2) 経営状態が改善された後に改めて第4条第1項第1号の経営診断を受け、その診断書を入札担当課長へ提出すること。
- 2 入札担当課長は、前項の規定による指導(以下「改善指導」という。)を行ったときは指名審査委員会及び社団法人中小企業診断協会鳥取県支部長に、経営が不健全な状態にはないと判定されたので改善指導を行わないこととしたときは当該建設業者及び指名審査委員会に、その旨を通知する。
- 3 前項の通知は、第5条第1項に規定する診断書の提出後2週間(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)以内に行うものとする。
- 4 改善指導に従って必要な措置をとり経営診断を受診した建設業者から診断書の提出を受けたときには、前条及び全各項の規定を準用する。

(不指名)

第7条 受診指導又は改善指導を受けている建設業者(当該指導に従わない者を含む。)については、受診指導を受けた日(第2条第1号に該当する者にあつては、同号に該当することとなった日の3日後(休日を除く。)の日)から改善指導は行わない旨の通知(前条第4項において準用される同条第2項の規定によるものを含む。)を受ける日までの間は、町工事の指名業者に選定しないこととする。

附 則

この要領は、平成18年7月1日から適用する。